

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和4年3月16日（水）①

杉 並 区 議 会

## 目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について .....	3
議案審査結果報告について .....	3
陳情審査結果報告について .....	3
議員提出議案について	
(1) 杉並区議会会議規則の一部を改正する規則 .....	4
(2) 杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例 .....	4
(3) 杉並区議会基本条例 .....	5
議案の修正動議について .....	5
本会議の日程について .....	5
議会運営申し合わせ事項の改正について .....	6
特別委員会について .....	6

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和4年3月16日(水) 午前9時29分～午前9時42分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (8名)	理事 大泉 やすまさ 理事 島田 敏光 理事 奥山 たえこ 理事 新城 せつこ	理事代理 浅井 くにお 理 事 山田 耕平 理 事 太田 哲二 理 事 岩田 いくま
欠席理事	理 事 井口 かづ子	
理事以外の 出席議員	議 長 大和田 伸	副議長 山本 ひろ子
出席理事者		
事務局職員	事務局 長 渡辺 幸一 庶務係 長 久保井 悦代 担当書記 出口 克己	事務局次長 内藤 友行 議事係長 蓑輪 悦男



(午前 9時29分 開会)

**大泉理事** これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

なお、井口理事が欠席しておりますので、代理で浅井議員が出席しております。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

**大泉理事** 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、2月15日、2月16日、2月25日、3月3日の4回分について事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。——それでは、御承認をいただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《議案審査結果報告について》

**大泉理事** 次に、議案審査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** それでは、資料1を御覧ください。令和4年第1回定例会委員会付託議案審査結果です。

総務財政委員会、議案第2号、第9号から第11号、第21号、以上の5議案については原案を可決すべきものと決定。

保健福祉委員会、議案第3号、以上の1議案については原案を可決すべきものと決定。

予算特別委員会、議案第4号から第8号、第12号、第17号から第20号、第22号、第24号から第26号まで、以上の14議案については原案を可決すべきものと決定。

**大泉理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大泉理事** それでは、本会議において議案審査結果報告書を御確認願います。

《陳情審査結果報告について》

**大泉理事** 次に、陳情審査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** それでは、資料2を御覧ください。令和4年第1回定例会委員会付託陳情審査結果です。

区民生活委員会、1陳情第18号、以上の陳情については、取下げを承認すべきものと決定。1陳情第28号、以上の陳情については、趣旨採択すべきものと決定。3陳情第31号、以上の陳情については、採択すべきものと決定。4陳情第8号及び4陳情第9号、以上の陳情については、不採択とすべきものと決定。

**大泉理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大泉理事** それでは、本会議において陳情審査結果報告書を御確認願います。

《議員提出議案について》

- (1) 杉並区議会会議規則の一部を改正する規則
- (2) 杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

**大泉理事** 次に、議員提出議案についてでございます。

初めに、杉並区議会会議規則の一部を改正する規則、また杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** それでは、資料3及び4を御覧ください。この間、議運理事会において協議を進めていた会議規則に定める会期について、また会議規則及び委員会条例に定める会議の記録方法について、理事会での合意が得られたところです。

なお、会議の記録方法に関する音声データの取扱いについては、保存年限を1年とすることを確認し、次年度からそのように改定し、運用を開始するところです。

この保存の起算の考え方ですが、会議を開催した年度を起算の年度として、起算の翌年度1年間保存とするものです。改正内容については、会議規則及び委員会条例の資料の新旧対照表を御確認いただきたいと存じます。

施行日は、それぞれの公布の日からとするものです。

**大泉理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大泉理事** それでは、この内容で、議会運営委員会委員全員を提出者として、議員提出議案として提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**大泉理事** それでは、会議規則の改正は議員提出議案第5号とし、委員会条例の改正は議員提出議案第6号とし、本日の本会議に提出することとします。また、この後開催の議会運営委員会でも説明をいたします。

なお、本会議での提案説明は私が行うということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**大泉理事** また、この議案の付託先ですが、付託省略としてはと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**大泉理事** それでは、付託先は、この後開催の議会運営委員会でも確認をいたします。

(3) 杉並区議会基本条例

**大泉理事** 続いて、杉並区議会基本条例について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料5を御覧ください。これまで杉並区議会基本条例について検討を進めてきましたが、3月15日の議会改革特別委員会において条例案等が決定されたところ  
です。

杉並区議会基本条例（案）は、議会運営、議員活動に関する基本的なルールなど議会に関する基本事項を定め、区民に議会の責任と役割を明確に示す目的から制定するものであり、前文ほか、第1章総則から第8章補則までの全29条で構成するものです。

条文の説明は省略させていただきます。

提出者は、議案に記載のとおり46名です。

提案説明は、議会改革特別委員会委員長の今井ひろし議員が予定されています。

施行日は、令和4年4月1日からとするものです。

**大泉理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大泉理事** それでは、この件は、この後開催の議会運営委員会でも説明いたします。

また、議案の付託先ですが、付託省略としてはと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**大泉理事** それでは、付託先は、この後開催の議会運営委員会でも確認をいたします。

《議案の修正動議について》

**大泉理事** 次に、議案の修正動議について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料6を御覧ください。奥山たえこ議員外3名に1名の賛成者を得て、議案第17号令和4年度杉並区一般会計予算に対する修正動議が本日の本会議で提出される予定です。

**大泉理事** それでは、ただいまの説明のとおり本日の本会議に提出されますので、御了承願います。

《本会議の日程について》

**大泉理事** 次に、本会議の日程について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料はございませんが、この後、午後1時から本会議を開会。会議録署名議員は、3番松本みつひろ議員、36番新城せつこ議員。日程は、陳情の付託、各委

員会の議案審査結果報告後、順次採決となりますが、予算特別委員会の報告の際、先ほど御説明いたしました議案第17号令和4年度杉並区一般会計予算に関する修正動議の提出者説明、質疑、討論となり、その後採決。次に、陳情審査結果報告、採決。次に、陳情の取下げ、採決。次に、議員提出議案第5号及び第6号は一括上程、次に第7号を上程し、それぞれについて、提出者説明、質疑、討論、採決。次に、閉会中の継続審査・継続調査となります。

なお、発言通告が出されております。わたなべ友貴議員、3陳情第31号について、委員会決定について反対討論。

**大泉理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大泉理事** それでは、ただいまの説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

《議会運営申し合わせ事項の改正について》

**大泉理事** 次に、議会運営申し合わせ事項の改正について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料7を御覧ください。申し合わせ事項については、年度末の整理の意味もあり、2点、運用の変更などにより改正が必要なため、提案するものです。

1点目は、特別委員会の活動経過報告について、ペーパーレス化の観点から、紙による配付からLINE WORKSによる配付に変更になったことに伴い、第3章委員会、第9委員長報告、(1)、①を改正するものです。

2点目は、議運理事会の開催通知や会議記録について、実態の運用とのそごがあるため、第5章議会運営委員会理事会、第2、開催通知及び第4、会議記録を改正するものです。理事会での合意が得られるようであれば、議会運営委員会に諮り、改正を行いたいと思います。

**大泉理事** ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大泉理事** それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《特別委員会について》

**大泉理事** 次に、特別委員会について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** それでは、資料8を御覧ください。資料は、現在の特別委員会の構成等



の資料です。

2点、御協議いただきたいと存じます。中に書いてある文化芸術・スポーツに関する特別委員会については、所管事項に東京オリンピック・パラリンピック及びその開催に向けたにぎわい創出に関する調査があり、既にオリパラが開催されたことに伴い、見直しが必要と考えます。

議会改革特別委員会については、1定で議会基本条例が制定される見込みであるため、見直しが必要であり、検討いただきたいと存じます。

これらの点以外にも、その他見直しが必要な点については、改めて御確認いただきたいと思います。

なお、改正の時期ですが、5月の委員改選に合わせて特別委員会の見直しをするのがよいと考えます。その場合、大まかなスケジュールですが、4月中旬ぐらいまでに理事会として案を固めていただければと思います。

**大泉理事** 今御説明がありましたとおり、特別委員会の各見直しについては、スケジュール的に大体4月の半ばぐらいまでに理事会としての案を固めていきたいと考えております。まず、この点について何か御質問等ございますか。

**奥山理事** オリパラの関係ですけれども、この特別委員会では、開催費用、つまり当初の予算よりかなり膨らんでいるわけですけれども、そういったことは調査項目には入っていないのかどうか、お尋ねします。

**議会事務局次長** 開催費用というのが入っているか、ちょっと分かりませんが、区民生活委員会のほうにもありますので、そちらのほうで総括的な形で報告があるかと思っておりますけれども、特別委員会のほうでの開催費用の総括については、今のところ聞いておりません。

**大泉理事** 段取りとして、今日これは会派のほうに皆さんでお持ち帰りいただいて、それぞれどういった見直しが必要かということをもたどこかの段階でお持ち寄りいただく。その上で大体の方向性を協議した上で、先ほど申し上げた4月中旬ぐらいまでに固めていきたい。そういったスケジュール感で進めたいと思いますので、本日はまず投げかけといたしますか、そういったところにして、継続協議とさせていただきたいと思います。

また、これに合わせまして理事会の開催等、こういったところでもまた御案内をして開催するということになると思いますが、御協力のほどお願いいたします。

日程は以上となりますが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**大泉理事** なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前 9時42分 閉会)